日 薬 業 発 第 2 4 0 号
令 和 元 年 1 0 月 2 4 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長　森　　昌 平

令和元年台風19号により被災した組合員等に係る一部負担金等及び組合員証等の取扱い等について

標記について、財務省主計局給与共済課長から、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和元年台風19号により被災した組合員に係る被保険者証等の取扱いについては、令和元年10月15日付け日薬業発第226号にてお知らせしたところですが、今般、共済組合についても同様の取扱いとすることが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和元年 10 月 14 日

日本薬剤師会会長　殿

財務省主計局給与共済課長
斎　須　　朋　之

令和元年台風１９号により被災した組合員等に係る
一部負担金等及び組合員証等の取扱い等について

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願いします。

＜抄＞

事　務　連　絡
令和元年 10 月 14 日

各共済組合担当課長　殿

財務省主計局給与共済課長
斎　須　　朋　之

令和元年台風１９号により被災した組合員等に係る
一部負担金等及び組合員証等の取扱い等について

標記の件については、令和元年台風１９号の被害の甚大さに鑑み、当該災害等による被災世帯の組合員及びその被扶養者（以下「被災組合員等」という。）に対して、下記による取扱いを図られるようお願いします。

記

１．一部負担金等の徴収猶予及び減免について

国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）においては、災害その他の特別な事情がある組合員に対し、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第５５条の２及び第５７条の２の規定に基づき、共済組合の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の台風に係る被災組合員等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

また、健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の徴収の猶予及び減免を行うことができることとされている旨、別添１のとおり厚生労働省から事務連絡が発出されているので、共済組合においても同様の取り扱いとする。

２．任意継続組合員となる旨の申出の期限等の延長について

共済組合においては、被災した組合員の任意継続組合員となる旨の申出及び被災した任意継続組合員の任意継続掛金の払込みに遅延が生じた場合における国家公務員共済組合法第１２６条の５第１項、第４項及び第５項の規定の適用に当たっては、被害状況に応じて適切に対処されたいこと。

３．組合員証等の取扱いについて

共済組合においては、今般の台風により被災し、組合員証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に被保険者証等を提示で

きない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じる旨、別添２のとおり厚生労働省から事務連絡が発出されているので、組合員証等についても同様の取り扱いとする。

４．保険給付費等の支払いについて

共済組合においては、被災した組合員から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

５．その他

上記１又は２の措置を講ずる場合については、被災組合員等又は被災した共済組合の支部等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記３について、被災組合員等への周知徹底に努めていただきたいこと。

【別添１】

事　務　連　絡
令和元年 10 月 13 日

健康保険組合　御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、これまでも周知してきたところですが、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記のとおり、改めて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

1　一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険制度においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の２及び第 110 条の２の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2　保険料の納期限の延長及び納付猶予について
被災した事業所、任意継続被保険者又は特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3　被保険者証の取扱いについて
被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること。

4　保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査の上、支払いを行うこと。

5　その他
上記の１又は２の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記３について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。